(設置目的)

第1条 箱根中学校校舎等の長寿命化を目的とした大規模改修に伴い、①子どもたちの学習・生活の場として快適で十分な安全性、防災性や衛生的な環境づくりを図るとともに、②地域のコミュニティ施設及び生涯にわたる学習、文化、スポーツ等の活動の場、更には③非常災害時の防災拠点として、生徒や教職員をはじめとする保護者や地域住民等の多様な人々が利用しやすい施設の在り方について検討を行うため、箱根町立箱根中学校校舎等長寿命化改良検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、箱根中学校校舎及び屋内運動場の長寿命化改良 工事基本・実施設計に関することとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、別表1に掲げる構成員をもって組織する。
- 2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長に箱根中学校校長を、副委員長には教育次長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又 は説明を聴くことができる。

(設置期間)

- 第4条 平成28年7月20日から平成30年3月31日までとする。 (会議)
- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。 (事務局)
- 第6条 委員会の事務局を教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が教育長と協議して別に定める。

附則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

別表1 (第3条関係)

No.	構成員	備考
1	箱根中学校校長	委員長
2	教育次長	副委員長
3	箱根中学校教頭	
4	箱根中学校PTA代表	
5	湯本小学校PTA代表	
6	箱根の森小学校PTA代表	
7	仙石原小学校PTA代表	
8	町自治会連絡協議会長	
9	町二ノ平地区自治会代表	
10	企画課職員	
11	総務防災課職員	
12	財務課職員	
13	学校教育課長	
14	生涯学習課長	

(事務局)

No.	職名	備考
1	学校教育課副課長	
2	学校教育課庶務係長	
3	学校教育課庶務係副技幹	